

平成30年第5回

東大和市農業委員会議事録

平成30年5月24日

東大和市立中央公民館視聴覚室

東大和市農業委員会

平成30年第5回東大和市農業委員会議事録

- 1 日 時 平成30年5月24日(木)午後2時00分
- 2 場 所 東大和市立中央公民館視聴覚室
- 3 招 集 者 東大和市農業委員会会長 中 村 勝 司
- 4 議 事 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会長諸報告について
日程第3 報告第13号 農地法第3条の規定による届出について
日程第4 報告第14号 農地法第4条の規定による届出について
日程第5 報告第15号 農地法第5条の規定による届出について
日程第6 議案第9号 相続税の納税委猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて
日程第7 議案第10号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて
日程第8 議案第6号 生産緑地地区追加指定に係る農地等の認定について(継続案件)
議案第11号 生産緑地地区追加指定に係る農地等の認定について

5 出席委員(12名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 石 原 隆 | 2番 石 川 文 男 |
| 3番 関 田 文 吉 | 5番 小 林 由美子 |
| 6番 比留間 淳 二 | 7番 岸 光 敏 |
| 9番 乙 幡 重 男 | 10番 岩 田 高 雄 |
| 11番 町 田 悦 郎 | 12番 中 村 勝 司 |
| 14番 木 下 修 一 | 15番 大 羽 敬 子 |

6 欠席委員(2名)

- | | |
|------------|-------------|
| 4番 関 田 義 保 | 13番 森 田 良 子 |
|------------|-------------|

7 出席した職員

事務局(1) 小川 泉 事務局(2) 岩田 豊和

8 会議の結果

報告第13号～第15号について、専決処理を確認した。

議案第6号(継続案件)、議案第9号～11号について審議した結果、証明書を発行することに決定した。

9 会議の概要

事務局(1) 本日の出席状況につきましてご報告いたします。

定数15、現員数14、本日は関田義保委員と森田委員のほうからご欠席のご連絡をいただいております、ただいま小林委員が会場のほうに向かっています。全部で12名のご出席をいただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく出席人数を満たしておりますので、本定例会が成立することをご報告いたします。

以上でございます。

(午後 2時00分)

◎開 会

議 長 では、ただいまより平成30年第5回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程について、事務局より報告をいたさせます。

事務局(1) (議事日程報告)

議 長 事務局より議事日程を報告いたしました。

◎会議録署名委員の署名

議 長 それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日は、9番、乙幡重男委員、10番、岩田高雄委員の両名を指名いたします。

◎会長諸報告

議 長 続いて、日程第2、会長諸報告を行います。(会長報告)

◎報告第13号

議 長 続いて、日程第3、報告第13号 農地法第3条の規定による届出8件について専決処理をしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（２）（議事日程に基づき説明 ８件）

議長 朗読及び説明いたしました。

報告第13号 農地法第3条の事案については、所有権の移転が確認ができておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理してございますが、質問等がございましたら、お願いいたします。

町田委員。

町田委員 3条の関係なんですけど、ちょっと改めて伺いたいんですが、これ、地目上の畑という条件で出してくるという要件でよろしいんですか。

事務局（２） そうですね、はい。

町田委員 現況も建物が建っていても、出てくると。

事務局（２） はい。

町田委員 中には、そういう条件もありますし、生産緑地を生産緑地として相続する要件も中にはあるということですか。

事務局（２） はい。

町田委員 その場合、ただ、生産緑地の場合なんですけれども、本人申請要件ではないって、相続で引き継ぎますよね。例えばそのときに、今後の話で結構なんですけど、生産緑地の管理とか、そういう制度上のこと、ご本人知っていると思うんですけども、窓口でそういった一定の原理原則を相続で引き継ぎますので、ご説明をいただくような仕組みをもっていたらいいのかなというふうにもちょっと思ったんですね。

それと逆に、今後今300㎡で指定申請受けていますが、地目、宅地でも認定を受けるという形になりますと、将来相続のあった場合には出てこないということになりますか、3条の手続というものは。

事務局（２） そうですね、宅地、そのまま地目を変更しないで言った場合は。

町田委員 地目を変更しないで生産緑地になりますよね。新規の申請に関しては。

町田委員 そうしますと、畑で5条かけていなくても宅地扱いになっている場合も出てきますけれども。

事務局（２） 一応4条、5条と違いまして、3条の場合は現況畑でも出してもらおうようにはしています。現況と地目両方で出してもらおうようにはしています。

町田委員 ああ、そうですか。

議長 今、町田委員のほうから出ている分につきましては、これ終わった後の検討材料と

いたしたいと思います。

ほかに何かございますか。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎報告第14号

議 長 続いて、日程第4、報告第14号 農地法第4条の規定による届出5件について専決処理をしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局(2) (議事日程に基づき説明 5件)

議 長 報告いただきました。

報告第14号 農地法第4条の事案については、全て転用の意思の確認ができておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎報告第14号

議 長 続いて、日程第5、報告第15号 農地法第5条の規定による届出7件について専決処理をしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局(2) (議事日程に基づき説明 7件)

議 長 朗読及び説明いたしました。

続いて、転用の意思の確認について報告をいただきます。

1番、2番、4番については、事務局の報告のとおりですので、省略いたします。

3番の事案について報告をいただきます。

清水地区担当、木下委員。

木下委員 (転用意思確認の報告)

議 長 報告いただきました。

続きまして、5番、7番の事案について報告をいただきます。

芋窪地区担当、岩田委員。

岩田委員 (転用意思確認の報告)

議 長 報告いただきました。

続きまして、6番の事案について報告をいただきます。

芋窪地区担当、比留間委員。

比留間委員（転用意思確認の報告）

議 長 報告をいただきました。

報告第15号 農地法第5条の事案については、全て転用の意思の確認ができておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

町田委員。

町田委員 ちょっと関連になって恐縮でございますけれども、7番のケースで、生産緑地の行為制限解除ということになっておりますので、土地利用もできるんだと思うんですが。詳しくちょっと承知していないんでわかったら教えていただきたいんですが。生産緑地の看板は解除になってもしばらく残って、都市計画のほうで、都市計画決定を変更するまで多分現地残っていくのかなと思うんですが、業者が場合によっては開発行為入れながら、看板が販売するまでにはなくなるんだと思うんですけれども、看板残ったままとか、一部横にどかして現場築造工事をされるような場合があったのかなとちょっと思ったんですけれども、一般の市民から見ますと、生産緑地、何で開発行為入っているのというイメージがあるんで、解除になった段階で、都市計のほうと調整していただいて、仮撤去か何かしておいていただいたほうが、実質的には都市計画の手續上残るんだと思うんですが、5条も終わって、生産緑地の解除にはなっていますので、市民の方から見たときに、わかりやすいのかなと思うんで、今後ちょっとそういう事実があるようであれば、可能であれば調整していただいてもいい案件なのかなということ思いましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 事務局対応ということで、都市計画のほうにはお願ひいたします。

事務局（2） はい、わかりました。

議 長 調整よろしくお願ひいたします。

ほかに何かございますか。

（発言する者なし）

議 長 特にないようでございますので、受理を確認いたします。

◎議案第9号

議 長 続きまして、日程第6、議案第9号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営

を行っている旨の証明願い2件についてご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（１）（議事日程に基づき説明 ２件）

議 長 説明のとおり、本事案は相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いです。

申請番号1番、〇〇さんの事案についてご審議いただきます。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

（挙手多数）

議 長 挙手多数。

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

続いて、申請番号2番、〇〇さんの事案についてご審議いただきます。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

何かございますか。

（発言する者なし）

議 長 特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

（挙手多数）

議 長 挙手多数。

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

◎議案第10号

議 長 続きまして、日程第7、議案第10号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願い1件についてご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（１）（議事日程に基づき説明 １件）

議 長 朗読及び説明をいたしました。

説明のとおり、本事案は生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いです。

申請番号1番、〇〇さんの事案についてご審議いただきます。

本事案は説明のとおり、申請者の夫である〇〇さんが農業に従事していたかをご判断していただくものです。生前、〇〇さんが営農していたかどうかについて、地区担当委員の意見を求めます。

奈良橋地区担当、石川文男委員。

石川委員 それでは、ご報告いたします。

〇〇さんにつきましては、生前農業に従事していましたことをご報告いたします。

以上のとおりです。

議 長 地区委員から意見をいただきました。

現地の状況もあわせて、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。

よって、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を発行することに決定いたします。

◎議案第6号、議案第11号

議 長 続きまして、日程第8、議案第6号、議案第11号 生産緑地地区指定に係る農地等の認定4件についてご審議いただきます。

初めに、議案第6号、申請番号2番、〇〇さんの事案についてご審議いただきます。

本件は、4月の定例会で審議案件でしたが、改善事項がございましたので、継続案件となっております。

その後の改善状況について、事務局より報告をいただきます。

事務局(1) それでは、平成30年第5回東大和市農業委員会定例総会におきまして、疑義が生じておりました生産緑地地区指定に係る農地等の認定に関するその後の対応についてご説明申し上げます。

問題として取り上げられておりました農地南側ののり面部分の芝と農地内の植木につきまして、平成30年5月9日に農業委員会会長、農業委員会事務局職員及び都市計画職員が、現地にて、土地所有者本人に対しヒアリングと指導を行いました。

農地内の芝につきましては、のり面の崩壊防止となる部分を除いて除去するよう指導したところ、5月27日までに作業を終えるとの回答を得たところであります。また、植木に関しましては、販売用として植えられていることを確認したところであります。

内容につきましては、以上でございます。

議長におかれましては、よろしくご協議いただきたいと思っております。

議長 報告いただきました。

本件について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議長 特にないようですので、採決いたします。

生産緑地地区指定に係る農地として認定することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数。

よって、生産緑地地区指定に係る農地として認定することに決定いたします。

続きまして、議案第11号、事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局(1) (議事日程に基づき説明 3件)

議長 朗読及び説明をいたしました。

説明のとおり、本事案は生産緑地地区指定に係る農地等の認定について、都市計画課より照会があった事案です。

申請番号1番、〇〇さんの事案についてご審議いただきます。

本件について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

何かございますか。

(発言する者なし)

議長 特にないようですので、採決に入ります。

生産緑地地区指定に係る農地として認定をすることに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数。

よって、生産緑地地区指定に係る農地として認定することに決定いたします。

続きまして、申請番号2番、〇〇さんの事案についてご審議いただきます。

本件について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

何かございますか。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、採決いたします。

生産緑地地区指定に係る農地として認定することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。

よって、生産緑地地区指定に係る農地として認定することに決定いたします。

続きまして、申請番号3番、〇〇さんの事案についてご審議いただきます。

本件について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

何かございますか。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、採決いたします。

生産緑地地区指定に係る農地として認定することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。

よって、生産緑地地区指定に係る農地として認定することに決定いたします。

◎閉 会

議 長 以上で、本日の日程を全部終了いたしました。

(午後 3時00分)